

農地所有適格法人報告書

事業年度

自	令和	2年	1月	1日
至	令和	2年	12月	31日

令和 3年 1月 31日

音更町農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地：音更町元町2番地

会社名等は、
スタンプを押しても
構いません。

法人の名称：株式会社 おとふけたろう

代表者氏名：音更 太郎

法人代表印 ㊞

電話番号：42-2111

次のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記 **経営面積＝自作地＋小作地**

1 法人の概要（経営面積）

	町内	町外（市町村名、面積）
田		
畑	50ha	士幌町、芽室町 士幌5ha、芽室3ha
採草放牧地		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
小麦 大豆 甜菜	農作業委託 加工販売	除雪請負

(2) 売上高

年 度	農 業 (円)	左記農業に該当しない事業 (円)
3年前 (実績) 3年前の分	11,230,000	800,000
2年前 (実績) 2年前の分	10,450,000	700,000
1年前 (実績) 前の年の分	10,670,000	500,000
報告年度分 (実績又は見込) 上に書いた年の分	10,890,000	600,000

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
音更 太郎	100	使用貸借	300,000	300		
音更 花子	90			200		
木野 鈴男	100	賃貸借	150,000	300		
木野 蘭子	70			150		

議決権の数の合計

360

農業関係者の議決権の割合

90%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

300 日

<議決権の数>

○株式会社・特例有限会社→出資株数(出資口数)

○合同・合名・合資会社、農事組合法人→1人1票

※農事組合法人は定款に定めがある場合、この限りではない

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
株式会社 木野	40

議決権の数の合計

40

農業関係者以外の議決権の割合

10%

(1) + (2) = 100%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号および第4号関係 **※役職がある人のみ記載ください**

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み
音更 太郎	音更町元町2番地	代表取締役	300		250	
音更 花子	音更町元町2番地	取締役	200		150	
木野 鈴男	音更町木野大通西6丁目1番地	取締役	300		250	

役職に監査、監事は含みません

農業の日数 (事務・営業を含む)

農“作業”の日数

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み

上の(1)に該当する人が誰もいないときに記入する欄

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農業組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」の欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」の欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することが出来ます。